

# パブリックコメント手続結果概要

## 1. 案件名

「交野市人権施策推進基本方針素案に対するパブリックコメントについて」

## 2. 実施機関（担当所管課等）

- (1) 名称 : 交野市 総務部 人権と暮らしの相談課  
(2) 所在地 : 〒576-0034 交野市天野が原町 5-5-1  
(3) 電話番号 : 072-817-0997

## 3. 概況

- (1) 意見等募集期間 : 開始 令和5年12月18日（月）から  
終了 令和6年1月18日（木）まで  
(2) 結果周知手段 : 広報かたの、交野市ホームページ  
(3) 結果資料公表場所 : 交野市ホームページ、交野市役所本館2階情報公開コーナー  
人権と暮らしの相談課執務室

## 4. 受付した意見等の件数

合計 7件

## 5. 受付した意見等に対する考え方・対応

| 意見等の概要  | 意見等に対する考え方・対応  |
|---|--|
| こどもの人権について、4つの権利のことを知らない人のほうが多いと思う。周知に力を入れてほしい。             | こどもに関する人権施策につきましては、「第3章1.(2) 子どもに関すること」で方向性を示しており、今後、方針に基づき関係機関等と連携を図り、こどもの権利を主体とした、こどもの人権啓発及び人権擁護に、取り組んでまいります。                      |
| 子どもの意見を聴取できるよう、子どもアドボガシーの育成を取り入れてはどうか。                      | こどもに関する人権施策につきましては、「第3章1.(2) 子どもに関すること」で方向性を示しており、今後、方針に基づき取り組んでまいります。いただいたご意見は、今後参考とさせていただき、関係機関等と連携を図ってまいります。                      |
| 「交野市いじめ防止基本方針」行政が積極介入する「寝屋川モデル」のような機能をぜひ交野でも取り入れてほしい。       | こどもに関する人権施策につきましては、「第3章1.(2) 子どもに関すること」で方向性を示しており、今後、方針に基づき取り組んでまいります。いただいたご意見は、今後参考とさせていただき、関係機関等と連携を図ってまいります。                      |
| 子どもの人権が守られるためには、子どもをとりまく大人のゆとりも大切である。教員の人権が守られるよう意識をむけてほしい。 | 労働者に関する人権施策につきましては、「第3章1.(10) 労働者に関すること」で方向性を示しており、今後、方針に基づき関係機関等と連携を図り、教員を含め、労働者がそれぞれのワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、働き方改革の周知・啓発に、取り組んでまいります。 |

|  |   |
|--|---|
| <p>性教育は人権教育である。本来の意味で自己肯定感を持てるよう、義務教育における性教育をもっと充実させることに重きをおいてほしい。(それに伴う自己肯定感を調査したら経年変化が出るのではないか)</p>  | <p>人権教育につきましては、「第3章2.(2)人権教育の推進」で方向性を示しており、今後、方針に基づき関係機関等と連携を図り、家庭・学校・職場・地域等において人権について学ぶ機会の充実に、取り組んでまいります。</p>  |
| <p>日本の子どもたちは、義務は教えられるが、権利についての学ぶ機会がない。校則もルールだから従うと子どもたちは思いがちだが、ルールがおかしければ正式な手続きのもと変えることもできる、ということを経験してほしい。また嫌なことは嫌と自己表現できることの大切さで各々が自分を守る人権教育をしてほしい。(谷口たかひささんの講演を公教育でしてほしい。)</p>   | <p>子どもに関する人権施策につきましては、「第3章1.(2)子どもに関すること」で方向性を示しており、今後、方針に基づき取り組んでまいります。いただいたご意見は、今後参考とさせていただき、関係機関等と連携を図ってまいります。</p>   |
| <p>精神障がい者のグループホームにおいて地域で反対運動があった。関わる機会がないとどう接していいかわからない、間違った認識が払拭できずに、怖いと感じてしまう現状がある。悪気なく差別に気づいていない人もあると思う。もっと地域の中でインクルーシブが実現でき、人が交流できる場所、しかけをどんどん増やして行ってほしい。障がいをもつ方の商品のブランド化(おしゃれで、目をひく、しっかりとした対価、ヘラルボニーのような)は見え方が変わると思う。</p> | <p>障がい者に関する人権施策につきましては、「第3章1.(4)障害のある人に関すること」で方向性を示しており、今後、方針に基づき関係機関等と連携を図り、障がいを理由とする差別の解消に向けて、また、障がいに対する正しい知識や理解を深めるため、パンフレット等を活用した啓発に取り組むとともに、障がいを理由とする差別に関する相談支援体制の整備に努めます。</p> |